

山岡会長 皆様おそろいになりましたので、始めたいと思います。それでは会次第に従って進めさせていただきます。

まず、第1回委員会の議事の確認ですが、事務局から説明をお願いします。

事務局（法務文書課） 前回の委員会の議事の確認についてですが、事前に各委員の皆様には議事概要及び議事録を送付し、趣旨や変換の誤り等がないか確認いただいたものを【資料1】としています。

山岡会長 これについて何か質問、ご意見はございますか。よろしゅうございますかね。それでは議事録及び議事概要については、この内容で決定いたします。次に議事に入ります。

【資料2】にありますとおり、公文書館長から令和7年7月24日付けで、当委員会に、条例第32条第2号の規定による保存期間が満了した公文書の公文書館への移管及び廃棄についての諮問がありました。事務局から説明をお願いします。

事務局（法務文書課） はい。今回審議いただくのは、前回の委員会で継続審議となったものうち県立学校の指導要録、職員会議の記録に関する文書を除いた分、そして新たに今回諮問対象となった保存期間満了後の施行日前公文書及び施行日後公文書です。これらについて、公文書館への移管及び廃棄することについて、適当であるかご確認いただきたいと思えます。

答申案につきましては、【資料4】として、委員会として移管が適当、廃棄が適当とするものがあつた場合の案を付けています。

なお、本日の審議により別紙1及び別紙2が決まって、前回と同様に各委員に答申案をお示して、了承いただいた上で答申が決定されることとなります。

事前に送付させていただきましたお手元の保管公文書ファイル名目録の見出しの順番のとおり、後ほど、公文書館から各実施機関の保管公文書ファイル名目録についてご説明をさせていただきます。

山岡会長 それでは、議事の審議に戻ります。なお、移管・廃棄する公文書については、公文書管理委員会運営要領第8条第4項に基づき、渡部委員と依田委員を指名して、実施機関及び公文書館の選別が適当であるか、事前に歴史公文書該当性の確認をしていただいております。

これから、各実施機関の保管公文書ファイル名目録について公文書館から説明をさせていただきますが、各実施機関のファイル名目録の説明ごとにお二人から報告をお願いしたいと思います。では、公文書館から説明をお願いします。

公文書館 まず、本日の委員会でご審議いただく順番につきましては、お手元のファイルの見

出し順に進めさせていただきたいと思います。

はじめに、前回の第1回委員会で継続審議となったもののうち、新型コロナウイルス感染症に関する文書について、選別基準の整理が必要として、現物確認により移管、あるいは廃棄を判断したファイルを除く12ファイル、また、現物確認が完了しなかったため、第2回委員会で改めて諮問することとした知事部局の6所属、教育委員会事務局の5所属、公立大学法人の2所属、合わせて13所属3,574冊の選別について、一括してご説明いたします。

お手元のファイルのうち、「継続審議」と記載している大きなインデックスをお開きください。まず、「意見相違」のインデックス付きのページにつきましては、先ほど申し上げました、現物確認が完了しなかったため今回改めて諮問を行う13所属のうち、農業基盤課と教育政策課について、所属との意見が相違しているファイルの一覧になります。

こちらについては、後ほど、依田委員からご報告をお願いしたいと思います。

次に、青色の「コロナ関連」と記載しているページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症に関する文書については、令和2年10月に知事が「歴史的緊急事態」に該当すると決定し、その取り扱いについては、法務文書課が作成した「歴史的緊急事態マニュアル」、また、この年の8月に各所属に対し法務文書課が発出した「新型コロナウイルス感染症対策に係る公文書の取扱いについて」という通知文書において、移管対象となる公文書の一般的な考え方を示しています。

マニュアルでは、「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」といった歴史的緊急事態に県全体として対応するため、政策の決定を行う会議、また、緊急事態に関する各実施機関の対応を円滑に行うため、県全体として情報交換等を行う会議等を移管とし、それ以外の会議については個別に判断するとしています。また、緊急事態に該当する文書については、通常廃棄する文書であっても、政策の検討過程、決定、実施及び実績、県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書、県民を取り巻く社会環境などに関する重要な情報が含まれていれば、原則として移管することとしています。

さらに、この年の8月に法務文書課が発出した取り扱いに関する通知においては、

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策による新たな取り組みが分かる文書は移管
- ・ 検討過程・制度設計・実績をまとめた文書が綴じられたファイル、具体的には、各所属が作成した検討経過、予算書、事業内容の概要資料や補助金交付要綱等のファイル、給付額や事業全体の実績、活用事例を取りまとめたものを移管としています。
- ・ また、国等からの通知文書は、出先機関や外部などへの通知文書を含め、各事業主管課の文書を移管としています。

一方で、

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料として危機管理部に提出したものの起案文書や、各所属が行う県の施設の休館に関する報道機関への発表文書など、本部会議で分かる内容に関するものについては廃棄

- ・ 本課経由で出先機関に転送されてきた国の通知文書については、本課が保存する文書
を移管するため、出先機関で保管する文書は廃棄
- ・ 補助金の交付申請や実績報告といった支払関係書類など個々の文書は廃棄
としているところです。

当館においても、この考え方を基本とし、ファイルの内容を踏まえて選別を行いました。

2番の「令和元年度 新型コロナ感染症関係」については、農業分野に関する他部局からの照会に対し、農業振興部の主管課としての回答がつづられているファイルですが、取りまとめを行う他部局にはないと考えられる詳細な資料がつづられていると判断し、移管としました。

3番の「新型コロナ対応 資源・漁場保全緊急支援事業 調査」については、国の支援事業の活用に関するもので、結果としては活用しませんでした。漁協や市町村に照会を行ったうえで活用しないこととした経緯が記されています。通常であれば廃棄となる文書ですが、漁業については、後に養殖漁業が大きな影響を受けるなど、新型コロナウイルスにおいて影響の大きい分野の一つであったことから、活用しなかった経緯を含め、移管が必要と判断しました。

7番の「新型コロナウイルス感染症対策」については、学校から保護者に対して通知した感染防止等に関する通知文書がつづられていたことから移管と判断しました。

一方、10番の「新型コロナウイルス感染症宿泊療養施設入所者カルテ」については、新型コロナウイルスの感染が拡大した時期に、比較的軽症の患者をホテルなどの施設に入所させていた際の個々の入所者の記録であり、当館としては廃棄と判断したのですが、これにつきましては後ほど依田委員からご意見をいただければと思います。

続きまして、前回の委員会で現物確認が完了しなかったファイルについてご説明します。66ページをお願いします。産業政策課です。107番の「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」は、高知大学が中心となり、平成27年度から令和元年度までの5年間実施したもので、大学が地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を行う取組であり、県をはじめ、県内の他の大学や企業等と連携して取り組んだことであり、移管と判断しました。

108ページをお願いします。教育政策課です。124番から次ページの130番までの間に、校務支援システムに関するファイルがあります。当システムは業務効率化のため、県と市町村が別々に管理していた生徒の学習状況等に関するデータを、小学校から高校まで一貫して連携管理するとともに、通知表や指導要録などの作成や保管を行うもので、令和2年4月に本県が全国で初めて導入したことから、移管と判断しました。

133ページをお願いします。教職員・福利課です。162、163番に和解に伴う退職手当に関するファイルがあります。これは勤評闘争や昭和42年の一斉休暇闘争での職務命令違反に

伴い、懲戒処分を受けていた元校長らに対し、和解によって退職手当が追加支給されたもので、当時の紛争解決としての和解の記録が分かる文書として、移管と判断しました。

以上、継続審議となっていたファイルについてご審議をお願いします。

山岡会長 それでは渡辺委員、依田委員から報告お願いいたします。

渡部委員 継続審議のうち、意見相違の部分の判断及びコロナ関連の判断につきましては、依田委員から報告していただくことにします。

依田委員 それでは、私から継続審議となった意見相違のものとコロナ関連のものについてご説明したいと思います。

資料の最初で意見相違ファイル一覧の知事部局所管の施行日前からでよろしいですか。

農業基盤課の12番は、公文書館の意見どおり移管が適当だと考えております。原課の見解では、南海トラフ関係に特化したものではないとのことですが、確認したところ、特化していなくとも南海トラフ関係も含まれているので移管が適当だと思います。

次の農業基盤課の13番、平成29年度農村災害の関係ですが、これについては原課の言うとおりの南海トラフ関係と思われないので廃棄が適当だと思います。その下の14番も農業災害の関係、これも同じく廃棄で問題ないと思います。

その次の農業基盤課の61番、令和元年度の農業農村整備事業の関係については、成果物が入っていなかったということなので、原課の言うとおりの廃棄で問題ないと思います。

その次、同じ農業基盤課の109番の令和元年度災害復旧事業計画変更については、市町村の計画変更の書類のみでしたので、廃棄で問題ないと考えております。

次の農業基盤課の137番と138番の高知県における農地の動きについては、公文書館の見解のとおり、成果物もありますので移管が適当と考えております。

次の農業基盤課の小作主事の任免は、法令に基づく任命ですけれども、原課の言うとおりの廃棄で問題ないと考えております。

教育次長の事務引継ぎについては、基準では部長職以上のものが移管になるものですが、教育次長はその移管の基準には当てはまらないので廃棄で問題ないと思います。

次の高知大学教職大学院指導関係については、後援申請や派遣教員の報告書ということなので廃棄で問題ないと思っております。以上が意見相違のものについての説明です。

次に、コロナ関係について説明します。ここに12点ありますけれども、判断が違うのが9番目の土佐希望の家分校の新型コロナウイルス感染症対応関係です。これは県庁内の保健政策課への提出をする文書だけのようで、その課に提出されたものが残っているので、廃棄で問題ないと考えております。

10番のカルテについては、宿泊療養施設に入っている患者の病状や治療内容とかの入院中のことが書いてあるものです。新型コロナ関係で、どのくらいの方がこの宿泊療養施設に

入っていたとか、どのような対応を行った等の情報が、他の県庁の文書で確認できればこれは廃棄でいいのですが、現時点でまだそれが確認できていないため、今回は判断を保留して、次回以降に再度検討したいと思っております。ただ、これは58冊と分量がかなりありますので、なるべく早めに判断をしたいと考えております

他のものについては、特に反対意見はありません。以上です。

山岡会長 渡部委員どうぞ。

渡部委員 それでは継続審議の部分についてご説明します。

継続審議のファイルの1ページ、5番目に高知県福祉基金があります。これは高知県の社会福祉協議会関係の基金の理事会等の資料ですが、この場で協議される内容はその時々課題や、将来計画等、当時の高知県の社会福祉に関する問題が議論されておりますので、残した方がよいと思います。

同様に5番、11番、13番、14番、15番が、全て高知県福祉基金関係ですのでこれらは、残したいと思います。

なお、今、申し上げたのは、平成9年から17年度までありますが、平成11年、12年、13年、14年度のものがここに出てきておりませんので、これは原課に確認し、もし保存されておりましたら同様に移管とするようにしてください。

その次、97ページの79番に平成26年要望苦情等とありますが、これは県民からではなくて自治体からの河川関係に関する要望苦情であり、それぞれの地域の課題が分かり、政策と直結する部分もあると考えますので、これは残した方がよいと思います。

それから171ページです。848番、885番、886番に、平成30年度中山間地域事業提出資料とあります。三原村、大川村、北川村等における特色ある学校の事業に関係するもので、山間部の学校、活動の特色がよく分かる資料ですので、これは残してもらいたいと思います。以上です。

依田委員 それでは私から、意見相違以外のものについて報告をします。

まず、66ページの112番、産業政策課です。令和元年のフォローアップ委員会専門部会資料については、廃棄になっていますが、この専門部会の議事録や配付資料等が入っており、内容としては産業振興計画関連の資料が含まれているので、移管が適当と考えております。

次に、69ページをお願いします。12番、13番については、主管課からの照会、それに対する回答だけが入っており、別に主管課が取りまとめた分が移管となるので、これらは廃棄で問題ないと考えております。

104ページをお願いいたします。71番、教育政策課のアクションプランのものです。高知県独自の計画であり、県内各市町村の実績報告書も全てとじられており、重要な計画のため移管が適当と考えております。以上になります。

山岡会長 それでは順次見ていきます。1 ページの 5 番、11 ページの 13、14、15 と毎年続いているわけではなく、途中が抜けているということですね。

渡部委員 そうです。気になるところです。

山岡会長 毎年の比較の意味で残す価値はありそうですが、抜けている場合、あるものだけ残すということ。

渡部委員 単年度でも意味はあると思います。

山岡会長 ということで、4 年分ない場合でも残すということにしたいと思います。11、12、13、14 はないかどうかは確認してください。

次が 66 ページ、112 番。産業振興政策に関するフォローアップ委員会ということで残す価値があるというご意見ですが、よろしいですかね。

次が 69 ページ。12 番と 13 番。これは主管課にあるということです。主管課の方には、間違っ捨てないでと念押しをしといた方がいいと思います。ということで、廃棄ということによろしゅうございますか。

では、意見相違の方になりますが、83 ページ。農業基盤課の 12 番。南海トラフに特化したわけではないけれども関連しているということで、従来のご意見では 12 番は残して、13、14 はいらぬということですがそういう感じによろしいですか。

1 番は移管、2、3 が廃棄ということにいたします。

それから次が、86 ページの 61 番。成果物がついてないということで、廃棄のご意見ですがよろしゅうございますか。

次の 89 ページの 109 番。これは依田委員のご意見は廃棄ということですが廃棄でよろしゅうございますか。

次は 90 ページの 137 番。農地の動き、それと 138 番ですね。成果物もあるし、この現場以外よく分からないものですね。県の農業施策に関する文書として主体的にどこかが残すわけではないので、この 2 つは移管ということにしたいと思います。

それから、91 ページの 142 番。小作主事は自動的に任命するということなので残さなくてもいいだろうということで廃棄としたいと思います。

次が 97 ページ。79 番。要望苦情というのが、自治体からのものだということでそれなりに根拠のあるものが出ているということで残した方がいいのではないかとご意見でした。これは移管ということによろしゅうございますか。

次が 104 ページ。71 番。地域アクションプランの推進事業の実績の報告ということで、これを完結したものが出ているので、移管でよろしゅうございますか。

次は 171 ページ。84、85、86。学校で扱った教材ですかね。

渡部委員 特色ある学校づくりに関するもので、特に中山間の特色を生かした学校づくりということですかね。

山岡会長 中山間の特色が出るということで残した方がよさそうですので、移管でよろしゅうございますかね。

以上が、前回、継続になっていた分で、次が新型コロナ関連です。

この中で言いますと、9 番ですね。土佐希望の分校、これをあまり残す必要はないのではないかということですが。アンケートだけなので廃棄とします。

次の問題になるのが 10 番。宿泊療養施設入所者。私は、高知市感染症診査協議会委員をやって、当時の入院勧告等をしていましたが、当時で言いますと、療養施設は隔離して何か特別な治療が必要だというわけではない。だから、当時の感染者数が分かればこれ自体は、残す必要があるのかと思いますが。つまり重症者は当然、医療センター、近森、細木とかある程度大きな病院へ行きます。治療の必要はなく、隔離して蔓延の恐れを防ぐということになると、他に何か統計的な感染症に関する資料があるのではないのでしょうか。

公文書館（宅間館長） これも、我々の方でもですね、いろいろ調べさせていただいた経緯がありました。宿泊療養施設の入所者についてですけれども、まず感染が確認をされて、病院から保健所に依頼があって、それで初めてですね、施設の方に、どこの施設に行くかということをお県の方で調整をして、それで入るわけですが、そういったものを含めた患者のデータというのは残っております。

ただ、問題がありまして、この患者のデータの中には、例えば病院に入院をした方、あと施設に入所された方のデータはあるんですが、例えば宿泊療養施設から病状が悪くなったということで転院をされた、入院をされたっていうケースの場合、その情報が十分記録がされていないというお話をお伺いしております。

となりますと、なかなかこの患者全体のデータから、全体像を見いだすことが難しいと。今度は県の方で、この宿泊療養施設に入るために、当然調整をするわけですが、その時のデータがあるかを今日改めて確認をしたんですが、ちょっとそのあたりがまだ十分詰め切れておりませんので、また改めて、どこにどういうデータがあるのかということも含めて調査をして、この今回、継続審議になっているカルテが本当に今必要なものであるのかどうか、統計的なもので何か拾えるものがあるのかどうかということも含めて、勘案して、私どもとしても検討してご相談させていただければと考えているところです。

山岡会長 入所から入院に切り替わる人もいるわけか。ちょっと保留で、そこらあたりを確認していただいて、他の資料で代替できるならば廃棄ということでご検討いただくというこ

とにしましょうか。

それでは、以上のとおり、継続審議のファイルについての審議を終えます。

次の知事部局の集中管理公文書の施行日前。

公文書館（宅間館長） 111 ページの教育政策課と 116 ページの教育政策課ですけど。

山岡会長 抜けておりました。すみません。これについては、依田委員はいずれも廃棄でいいのではないかという意見なので。副部長級、課長級だということと、それから、大学、大学院生の指導記録ではなくて、講演に行った記録なので、研究テーマとしてこんなことをやっているところが残っているわけではなさそうなので、どちらも廃棄ということによろしくうございますかね。

公文書館（宅間館長） もう 1 つ新型コロナウイルス感染症データの 9 番と 10 番ですが、残りの部分については移管と判断しておりますけれども、こちらはいかがで。

山岡会長 意見どおりということで、よろしいですかね。

では、知事部局の集中管理公文書の施行日前公文書のファイルについて説明をお願いします。

公文書館 ここから今回初めて諮問するファイルの選別結果の説明に移ります。お手元のファイルのピンク色の大きなインデックスをお開きください。

本日の委員会で審議いただくファイルは合計 26,359 冊で、うち当館で移管と判断した公文書ファイルは、769 冊となっております。

本日お配りした資料のうち、資料 3 の 1 枚目は、各実施機関と公文書館とで協議した後においても、一次選別と二次選別結果が違う公文書ファイルの一覧です。2 枚目「削除ファイル一覧」は、所属が延長と判断したもの、ファイル不存在により削除したもの、3 枚目「修正ファイル一覧」は、ファイル名を修正したものとなっております。

まず、集中管理書庫の選別結果について説明します。

こちらは各実施機関の 5 年保存、10 年保存の文書のうち法務文書課が管理する集中管理書庫に引継ぎを行い保存期間が満了した文書が対象となっております。

2 ページをお願いします。政策企画課です。

政策企画課はこれまで同様、部の政策の総合的な企画及び調整を担当していることから、全国知事会や四国知事会、高知県・高知市連携会議、また四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録に関する取組等の文書を移管しています。

28 番から 30 番の全国知事会社会保障常任委員会は、当時の知事が令和元年 12 月までこ

の常任委員会の委員長を務めていたことから、移管と判断しました。

5 ページをお願いします。政策企画課では、県議会の本会議における質問、またこれに関する知事や副知事、各部局の部局長に関する答弁案の取りまとめを行っていることから、92 番から 98 番の県議会での質問や答弁に関するファイルなどを移管とし、各部局が保管するファイルについては廃棄としております。

49 ページをお願いします。市町村振興課です。

203 番の新過疎対策 推進チーム会／勉強会です。過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法は時限立法であり、当時令和 3 年 3 月末にその期限を迎えることから、県は令和元年に高知県地域振興総合協議会との連名により、次期過疎対策に向けた提言を行い、要望活動を実施しました。このファイルは、その際の県庁内での提言の検討に関する資料であることから移管と判断しました。

68 ページをお願いします。南海トラフ地震対策課です。32 番から 34 番までのナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会は、国民の生命と財産を守り抜くため、事前防災・減災の考え方にに基づき、強くてしなやかな国をつくるためのレジリエンス（強靱化）に関する総合的な施策の推進の在り方について意見を聞くため国が設置した懇談会で、当時の知事が令和元年 12 月まで委員を務めていたことから、移管と判断しました。

123 ページをお願いします。地域福祉政策課です。10 番の災害弔慰金関係のファイルは、平成 26 年に連続して本県に来襲した台風による記録的豪雨等に係る国からの災害弔慰金に関するファイルと判断し、移管と判断しましたが、選別に関し所属と意見が相違しております。これについては、後ほど委員からご意見をいただきたいと思っております。

201 ページをお願いします。文化振興課です。

3 番、7 番と 8 番、10 番と 11 番に漫画家大会議に関するファイルがあります。

全国漫画家大会議は、平成 27 年 2 月に第 1 回が開催され、著名な漫画家や俳優・声優を高知に招き、漫画文化の普及を目指して開催されてきましたが、本年 3 月に開催された第 11 回をもって終了しました。

このファイルは第 1 回の大会議開催に関する資料であることから、移管と判断しました。

202 ページをお開きください。23 番から 52 番にかけて文学館や県立美術館、またこの当時「新資料館」と呼んでいた高知城歴史博物館の建築に関する文書があります。

所属は当初、工事に関連する文書を全て移管としておりましたが、このうち、空調設備やエレベーターの設置やトイレの改修など、付帯設備や軽微な工事に関する文書、また、落札業者の決定に関する文書については廃棄とし、41 番の高知城歴史博物館の起工式のファイルなどを移管としております。

305 ページをお願いします。地域観光課です。15 番とその次のページの 16 番に高知県地域観光商品造成等委託業務の実績報告書のファイルがあります。これらについては、地域の観光資源の発掘につながったものがあると考え、移管と判断しましたが、所属と意見が相違しておりますので、後ほど委員からご意見をいただきたいと思えます。

413 ページをお願いします。都市計画課です。39 番にあります R 元景観法関係綴り②ですが、この中に四万十川風景づくり審議会の第 3 回の会議資料がつづられており、景観に関する施策に関する公文書であると考え、移管と判断しましたが、所属からはオブザーバーとして参加した際の資料であるとして、意見が相違しておりますのでこちらにつきましても後ほど委員からご意見をいただくことといたします。

以上 7,915 冊、うち移管と判断したファイルは 487 冊になります。
ご審議をお願いします。

山岡会長 それでは渡辺委員お願いいたします。

渡部委員 集中管理ですが、まず、47 ページをご覧ください。

47 ページの 174 番、175 番。土佐清水市長期財政収支見通し協議資料、本山町も同様の資料であります。これは土佐清水と本山の財政が財政難まではいかないけれども、公債比率が 18% を超えている状況にあり、市と県が何度も協議会を持って財政分析や将来計画、具体的な展開内容ということをかなり詳細に話しております。これは基礎自治体の財政と県との関係ということをよく示す資料で、ここまで詳細なものはなかなかないので、この 2 つは 1 つのサンプルとして取っておいたらいいと思えました。

その次に、74 ページの 26 番。消防学校関係綴でありますけれども、消防学校そのものの資料としては重要なものではないのですけれども、中にコロナ関係の部分がございまして。これは消防学校の建設工事に伴うコロナ関係の中止命令などの処置が書かれております。極めて軽微なものでありますけれども、こういう小さいところまで、コロナ関係の規制が入っていたという一つの当時のサンプルとしてこれは取っておいてもいいのかと思えました。

その次が、167 ページをご覧ください。167 ページの、6、7、8、9、10、11 子育て支援課のところで、全国知事会の次世代育成支援対策の関係資料があります。これはお聞きすると、当時の知事が座長を務めていたということでもありますので、そういう意味において、6 冊、移管をしてはいかがかと思えます。

次が 322 ページの 107 番。台湾関係のことです。この No. 1 というのは、台湾との飛行機の関係のいろんな打ち合わせ資料です。次の No. 2 というのが移管になっておりますので、これはセットで残しておいた方が全体を理解するには都合がいいと思えますので、

この7を残し、結果、7、8が移管されるということにはいかがかと思ひます。

山岡会長次、依田委員お願ひします。

依田委員集中管理書庫の分を報告したいと思ひます。

まず1ページお願ひします。1ページの10番。平成31年度政策調整会議というもので、これまでは庁議を主に移管、政策調整会議は廃棄としていたのですが、政策調整会議は庁議より細かい資料がついているもので、このファイルの中身を見ると庁議にはないコロナの関係のものも入っていたので、これについては、移管が適当だと思ひます。

次が123ページお願ひします。123ページの10番。災害弔慰金関連は意見相違しているものです。これについて中身を見てみると、国から県に来てそのまま市へ連絡しているだけで、県としては特に対応していないもので、これは原課の言うとおりの廃棄で問題ないと思つたところではす。

次に行きます。168ページお願ひします。168ページ16番、知事出席会議・講演・取材等レク資料というもので、知事のいろいろな会議に出席した時の記録とかが結構詳細に載っておりましたので、これについては移管が適当だと考えたところではす。

次の17番、お願ひします。出合い補助金というものですけれども、これは中身を見ると、要綱の改正とかが複数入っておりまして、その中の一つが割と大きめの改正がされていたものなので、これも移管が適当だと考えたところではす。

次に305ページをお願ひします。305ページの15番とその次のページの16番。2分冊の1と2です。これは、地域観光商品造成等委託業務ということで実績報告書がついているのですが、中身を見ると毎年の委託事業の報告でした。これは意見相違しているのですが、原課の言うとおりの、これは廃棄でいいのではないかと考えたところではす。

次に413ページをお願ひします。413ページの39番。令和元年度の景観法関係。これも意見相違しているものですけれども、このすぐ上にNo.1というのがあり、これ39番がNo.2ですけれども、これについて、公文書館の方で移管ではないかと言つたのですけれども、中身を見ると、四万十市の審議会で、この39番の方には3回目しかついていませんでした。この審議会の1回から3回目までの資料を別に持っている部署があるということでそこから移管されればいいということで、39番については廃棄で問題ないと考えたところではす。

以上になります。

山岡会長それでは順次やっていきます。

まず、1ページ10番。政策調整会議ということで会議の内容が載っているということで残した方がいいのではないかとご意見ですが、移管ということによろしいですか。

次が47ページ174、175。土佐清水と本山か、漁業と山林ですかね。財政悪化で黄色信号

ぐらいがついて、その点をというところで、かなり詳細な書類、文書があるので残した方がいいというご意見ですが、こういうふうにやっているということサンプルとして残すというので、残した方がいいと思いますよろしいですかね。

次が 74 ページ 26 番。コロナ関連は原則残すということにおいて、その関係で残しましょうということよろしいですかね。

次は 123 ページ 10 番。これについては、右から来たものを左に出しただけだからというのですが、廃棄ということよろしいですかね。

次が 167 ページ 6、7、8、9、10、11 番、ここまでは少子化対策についての PT は知事が座長を務めたということで、残すということよろしいですかね。

次は 168 ページ 16 番、知事が出席した会議で重要だということで残した方がいいだろうということですが、残すということよろしいですかね。17 番は、要綱は残すということで要綱に大きな改正しているということでその関係で残すということよろしいですかね。

次が 302 ページ、107 番。108 番は残すのでセットとして残した方がいいだろうということで、後から見た人がどうして No. 2 しかないのだろうっていう風に思いそうなので、セットで残した方がいいと思います。よろしいですかね。

次が 305 ページの 15 番と 306 ページの 16 番。毎年の報告なので廃棄でいいのではないかとということですが、よろしいですかね。

次が 413 ページ、39 番。これは 3 しかないけど 1 から 3 が、別の課であるということで、これもさっきと同じで念押ししておいていただいて、この部分は廃棄することにしたしましょう。

以上で、施行日前公文書についての審議を終了いたします。

次は、本庁所属保管の施行日前公文書ファイルについて説明をお願いいたします。

公文書館施行日前の知事部局本庁の選別結果です。

基本的には前回の第 1 回でほとんどの所属が諮問を終えています。保健政策課につきましては、ファイルの内容の確認に時間を要したため、第 1 回での審議を見送りましたことから、今回審議を行うものです。

467 ページをお願いします。64 番と 65 番、67 番から 69 番、また、2 枚めくっていただきまして、470 ページの 98 番以降に日本一の健康長寿県構想、また健康長寿県構想推進会議に関するファイルがございます。日本一の健康長寿県構想は平成 21 年度に第 1 期の構想が作成されて以降、PDCA サイクルによってその都度改訂を行っておりますことから、これらの資料を移管としました。

473 ページをお願いします。142 番から 146 番は歯の健康キャラクターやテーマソングに関するファイルです。本県の歯の健康キャラクター「ハハハ 3 きょうだい」はやなせたかし先生が作成したキャラクターであり、このキャラクターのイラストやテーマソングに関する資料などが綴じられていることから、移管と判断しました。

以上、793 冊、うち移管と判断したファイルは 173 冊です。

ご審議をお願いします。

山岡会長 それでは渡部委員。

渡部委員 504 ページの 609 番と 505 ページの 623 番であります。平成 19 年から検討が本格化された四国の医療連携ですけれども、これについて前者の方は平成 21 年から 22 年度にかけての事業実施の関係の資料。改めての立ち上げをやって、平成 24 年からの始まる部分のファイルが後者でありまして、この 2 冊は取っておいてもらいたいと思いました。以上です。

山岡会長 では依田委員。

依田委員 それでは、保健政策課のものについて報告したいと思います。

まず 463 ページをお願いします。463 ページの 4 番と 5 番、東日本大震災関係です。これについては、中を見ると支払書類だけしか綴られていませんでした。なお、6 番に東日本大震災派遣関係があり、移管になっています。4 番と 5 番は支払書類だけしか綴ってなくて、支払い処理以外のものについてはこの 6 番に含まれているようなので、この 4 番と 5 番については東日本大震災であっても廃棄で問題ないと考えたところです。

次に、475 ページをお願いします。475 ページの中程、174、175 番、議会の質問答弁以外というものです。次の 176、177 番が議会の質問答弁というもので廃棄になっているのですが、この質問答弁以外がなぜ移管なのか中身を見てみました。質問答弁が廃棄になる理由については、議会の主管部署から移管されるからですが、174、175 番についてはそこまで重要なものではないと考え廃棄で問題ないと思ったところです。

次に、509 ページをお願いします。509 ページの 674 番。平成 30 年 7 月豪雨等活動状況報告。これは平成 30 年 7 月豪雨で激甚災害に指定された大きな災害ですが、これには DMAT 関係の活動の状況報告がついていたので移管が適当だと考えたところです。

その次、同じページの 683 番。南海トラフのマニュアルで幡多福祉事務所のものです。この南海トラフのマニュアル、ちょっと他の事務所のものを見てみると、その前のページ 508 ページの 665 番は、これ須崎事務所のものですが、移管になっておりますので、それと同じように幡多事務所についても、移管が適当だと考えたところです。

次のページ 510 ページ、691 番、これについても南海トラフのマニュアルで、こちらは、中央東福祉事務所のものですが、同じ理由で移管が適当と考えたところです。以上です。

山岡会長 それでは順次検討していきます。

463 ページ。4 番、5 番。支払書類だけが綴られているということで、6 番を残せば4 番5 番まで残さなくてもいいだろうというご意見です。それでよろしゅうございますか。

次は、475 ページ 174、175。176、177 は、別の主管課で移管が予定されているということで、だから逆じゃないかという気もしますが、これは別に移管は予定されている。質問答弁以外なので、さほど重要性では劣るのではないかということで、廃棄でいいのではないかということですが、ということでよろしゅうございますかね。

次が 504 ページ 609 番。それと 505 ページ 623 番。四国の災害の場合の医療連携ということで、県を越えての連携はなされているということでの資料なので、移管した方がいいだろうというご意見ですが、よろしいですか。

次が 509 ページ、674 番。平成 30 年 7 月豪雨の激甚災害になった時ですかね。それならば大規模災害ということなので残すということになるかと思えます。これは移管ということにしたいと思えます。

683 番、それと 510 ページの 691 番、理屈は同じで 508 ページの 665 番で移管だからセットだから同じように移管すべきだというご意見です。いずれも移管ということにしたいと思えます。よろしゅうございますか。

それでは、知事部局の本庁所属保管の施行日前公文書については、以上で終わります。

次は公安委員会をお願いします。

公文書館 517 ページをお願いします。

対象となるファイル 2 冊は、いずれも廃棄と判断しました。

ご審議をお願いします。

渡部委員 異議ございません。

依田委員 ありません。

山岡会長 公安委員会は以上になります。次は警察の施行前公文書ファイルについて説明をお願いします。

公文書館 施行日前の警察本部の選別結果です。

520 ページをお願いします。37 番をはじめとして、文書廃棄簿について移管としていません。

536 ページをお願いします。386 番から 391 番に職員採用試験に関するファイルがあります。当館は廃棄と判断しましたが、これにつきましては委員からご意見をいただきたいと考えております。

547 ページをお願いします。620 番に不要文書ファイルとありますが、これはシステム上

で送付先などを誤った文書を廃棄する際、該当するファイルをつづったもののため廃棄としていきます。

続いて 635 ページをお願いします。警察署です。こちらも 22 番をはじめとして、文書廃棄簿を移管としています。

以上 8,675 冊、うち移管と判断したファイルは 95 冊です。

ご審議をお願いします。

山岡会長渡部委員お願いします。

渡部委員警察関係の資料については、県によっては県警が諮問対象外となる中で高知県の場合は県警も対象に入っている点でまずは評価されると思います。また、警察の事務の方がすごく協力的で、現物も随分持ってきてくれていました。点検もスムーズに進んでおります。現物を見ることによって、県警の文書の内容的特色も実感を持って整理判断することができ、おそらく今後の選別も効率的に進むのではないかと、警察事務の方には感謝したいと思います。

その中で気になるものがいくつかございます。536 ページです。先ほど事務局からありました採用試験の関係ですけれども、平成 26 年度の時点では警察採用は人事課がやっております、警察の方のファイルはその手続きだけが書かれているだけで、これは廃棄でいいのですが、389 番と 390 番が気になりました。389 番は科捜研の研究員の採用、それと 390 番は武道指導の武道関係の職員の採用ですけれども、この二つについては、県警の方が試験問題を作ったの採用ということで、実際このファイルの中には両方とも試験問題とか試験要領も入っておりますので、この 2 冊はぜひ取っておいてもらいたいと思います。

それと 671 ページの 797 番と 798 番です。交番駐在所連絡協議会綴というのが 2 冊ありまして、697 番は梅ヶ辻の派出所の近辺の住民と交番との連絡協議会、798 番は、春野の諸木駐在所の連絡協議会で、これは地元の人たちの名簿といわゆる地域の治安維持のための様々な協議事項が綴られております。おそらく全県的にあるものだと思いますけれども、今まであまり見たことがない資料でして、梅ヶ辻はこの時の成立の時の資料ですし、その関係で諸木の方も同様のものとして解釈をして、残してもらいたいと思いました。以上です。

山岡会長依田委員お願いします。

依田委員今回、警察についてはファイルの内容を大変詳しく書いてきていただいて、これでだいぶ現物の確認が必要なものが減りました。大変いいことだと思います。

施行日前のものについては私からはありません。

山岡会長まずは県警本部の担当の方に、今委員の方で表記が非常に詳細で理解しやすくな

ったし、協力も非常にスムーズにやっていただいたということで、委員の方からは非常に、積極的な評価の意見が出たということはぜひお伝えください。

536 ページ、389 と 390。科学捜査研究員と武道指導のこういう採用の仕方があるのですね。科学捜査はそうでしょうけど、武道として採用するのですね。試験問題とか要領も入っているということなので、残した方がいいだろうということで、これは移管ということにしたいと思います。よろしいですかね。

次が 671 ページ、797、798。警察の捜査方法が分かってしまうということもあろうかというその心配はしなくていいですか。

渡部委員 そういうのとは違う。住民と組織のあり方が分かるという意味です。

山岡会長 捜査で支障きたすわけでもなさそうですので貴重な資料として移管することとしたいと思いますがよろしゅうございますか。以上でよろしゅうございますかね。

次は、施行日後の公安委員会についてお願いします。

公文書館 施行日後の公安委員会の選別結果です。対象となるファイル 3 冊は、いずれも廃棄と判断しました。ご審議をお願いします。

渡部委員 異議ございません。

依田委員 私ありません。

山岡会長 廃棄ということでよろしくお願いします。それでは、施行日後の警察本部についてお願いいたします。

公文書館 施行日後の警察本部の選別結果についてご説明します。

792 ページをお願いします。75 番の県議会資料ですが、警察本部の議会に関する取りまとめを行っている総務課の文書を移管としました。

813 ページをお願いします。533 番から 536 番まで犯罪統計書、警察白書、補導白書、交通白書があり、県警が取りまとめた統計に関する冊子を移管としました。

819 ページをお願いします。656 番、厚生課の文書である「令和 5 年総括（コロナ関係）」というファイルについては、新型コロナウイルス感染症対策関連と考え、移管と判断しましたが、所属と意見が相違しておりますので、委員からご意見をいただきたいと考えております。

843 ページをお願いします。1188 番に令和 3 年年報（110 番運営概況及び各種統計資料）があります。こちらは 110 番通報に関する統計資料であることから移管と判断しました。

以上 8,971 冊、うち移管と判断したのは 14 冊です。
審議をお願いします。

山岡会長 渡部委員をお願いします。

渡部委員 791 ページ、50 番。令和 5 年度本部長役職就任団体でございます。毎年行われる話ですので、サンプル的に一つ取っておきたいということです。本部長が地元の様々な団体のいろんな役員に就任しており、かなりの数がありますがその一覧と、各団体の規約や定款も全部まとめられておりまして、県警本部長が地元社会とどういう関係を持つのかということも補完するには大変良いサンプルだと思いますので取っておいてはいかがかと思いましたが。

それともう一つは 802 ページ、287 番です。ここに、令和 5 年度採用募集関係というのがあります。このあたり採用募集関係がたくさん並んでいます。実はこの辺りから、警察官の応募、受験者数が激減をする時期で、いろんな広報関係のファイルがあります。このファイル 287 番については、何ゆえの応募者の激減なのか、そしてそれに対して県警としてはどういう対策をとればいいのかという、分析をした資料とかが綴じられておりまして、いわゆる人手不足といいますか、そういう時代の一つの資料としてこのファイルは移管をしておく、後々役に立つのかと思いました。以上です。

山岡会長 依田委員をお願いします。

依田委員 はい。

それでは、警察の施行日後の報告をいたします。

私から 1 点だけ。819 ページの 656 番。先ほどちょっと説明がありましたコロナ関係のもので、これについては、中身を見たところ、廃棄の理由にも書いてあるけれども、警察署員のワクチンの接種状況の報告だけだということで、廃棄で問題ないと思ったところ。以上です。

山岡会長 それでは、順次やっていきます。

798 ページ 50 番。いわゆる充て職というやつですね。どういうものの充て職になっているかを知るために、一つのサンプルとして残せばいいだろうということと、その各種団体のそういう規約とか定款も載っているということなので、一つのサンプルとして残しましょう。

それから、802 ページ、287 番。採用、急に減りますね、応募者が。それで警察学校卒業した途端に辞める方が続出するというので、かなり警察としては危機感をお持ちになっておられるのだらうと思いますし、治安を守ってもらう立場から言うと、どこに原因がある

のだろうというところの分析をされているという。

渡部委員ただこれには個人情報が入っていましたので、公開にあたってはいろんな制限というか配慮した公開が必要だと思います。

山岡会長今の若い人にあんまり溶けにくい組織というところがあるだろうなという気はしますが、残すということでしたと思います。

それから、819 ページの 656 番はコロナウイルスの感染じゃなくてワクチン接種だけということなので、これは廃棄でいいということにしたいと思います。

以上で今回諮問された全ての実施機関の保管公文書ファイル名目録についての審議が終了しました。

【休憩 10～15 分】

【事務局が【資料 4】の答申案の差し替え及び別紙 1、2 を配布】

山岡会長それでは別紙 1 から 3 までのご確認をお願いします。

事務局（法務文書課）別紙の理由欄につきましては、改めて確認の方を入れさせていただきますので、この場ではファイル名の確認のみをお願いします。

山岡会長議事に入ってよろしゅうございますか。

それでは別紙 1 については移管が適当。別紙 2 については廃棄が適当。

別紙 3 については継続審議が適当ということで答申することとしたいと思いますがよろしゅうございますか。

それではそれによりさせていただきます。

なお事務局は、先ほど申し上げた通り、理由についてはまたきちんと精査したもので、後日、皆様方にお配りいたします。

それでは議事はこれで終了して、その他の第 3 回公文書管理委員会の日程について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（法務文書課）それでは次回ですけれども、第 3 回公文書管理委員会の開催日程につきましては、来年、令和 8 年 2 月 3 日という日取りを考えております。

皆さんの日程の方はよろしいでしょうか。

山岡会長事務局から令和 8 年 2 月 3 日の開催について提案がありましたがよろしいでしょ

うか。

では、令和7年度第3回公文書管理委員会については令和8年2月3日に開催することといたします。

事務局（法務文書課）事務局の方から、今回と同様に、依田委員それから渡部委員におかれましては、事前に歴史公文書の該当性の確認をお願いすることになろうかと思っておりますので、第3回委員会におきましてもご予定の方よろしく願ひいたします。

なお、議事録につきましては今回と同様に、次回の委員会の資料となりますので、事務局で整理をした後、委員の皆様にご確認をお願いしたいと思っております。

それから、会長と協議のうえ決定をしまして答申案の写しを送付させていただきます。

日程がタイトになり申し訳ないですが、今週中にご確認をお願いできればと思っておりますので、どうぞよろしく願ひいたします。

山岡会長よろしいですか。

次回開催にあたりましては事務局から改めて開催通知をお願いします。

それではこれで本委員会を終了いたします。お疲れ様でした。